

国民年金法等の一部を改正する法律 (平成16年法律第104号) (抄)

附則

(検討)

第3条 (略)

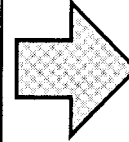
2 (略)

3 短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用については、就業形態の多様化の進展を踏まえ、被用者としての年金保障を充実する観点及び企業間における負担の公平を図る観点から、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響並びに他の社会保障制度及び雇用に関する施策その他の施策との整合性に配慮しつつ、企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、この法律の施行後5年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

パート労働者への適用拡大と再チャレンジ支援との関係

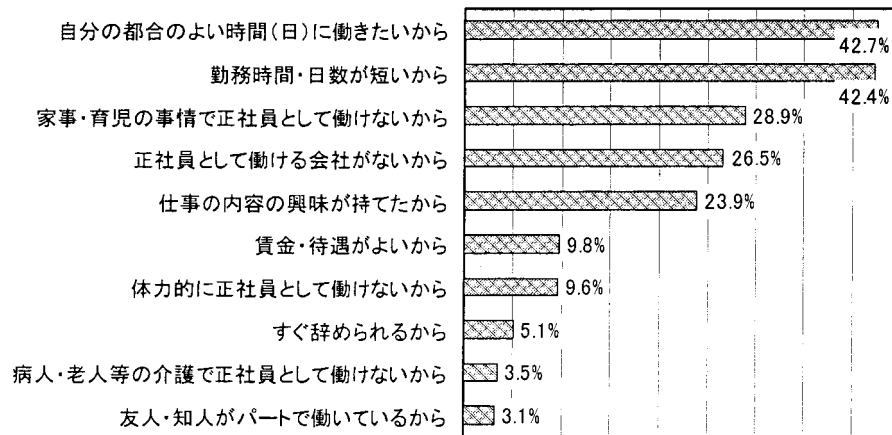
○ パート労働者の就業動機は極めて多様であり、「パート」としての働き方を選んだ理由として、積極的な理由からだけでなく、「家事・育児の事情で正社員として働けないから」や「正社員として働ける会社がないから」など、消極的に「パート」を選択している者も一定割合存在している。

○ これらの者については、正社員への転換の希望が強い。



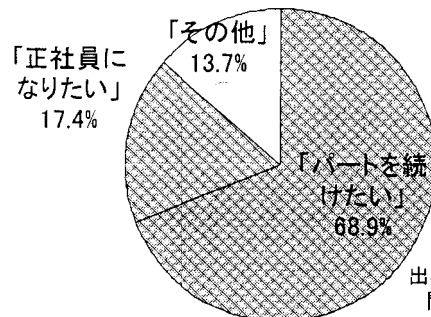
しかし、パート労働者と正社員で年金制度が異なるため、パート労働者が正社員になろうとする際に、新たな社会保険料負担が発生し、正社員就業を望むフリーターや子育て後の女性の希望が妨げられるという制度的な「壁」ができています。

「パート」としての働き方を選んだ理由(複数回答)



出典:「平成18年パートタイム労働者実態調査」(21世紀職業財団)

パート労働者の今後の就業希望



出典:「平成15年就業形態の多様化に関する総合実態調査」(厚生労働省)

均衡待遇や正社員への転換(パート労働者の「再チャレンジ」)を推進するためには、…

パート労働者への厚生年金の適用を拡大し、正社員の中の「壁」をなくすことが必要

再チャレンジ支援総合プラン

(平成18年12月26日「再チャレンジ支援に関する関係閣僚による会合」了承)ー抜粋ー

○ 再チャレンジ支援総合プラン本文

3. 再チャレンジ支援における重点課題

(1) 長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの再チャレンジ

- ② 労働者が安心・納得して働けるように、労働契約法(仮称)を制定し、有期労働契約を含めた労働契約全般に係るルールを明確化し、また、パートタイム労働法の改正やパート労働者への社会保険の適用拡大などを進めて正規・非正規労働者間の均衡処遇を目指す。

○ 行動計画表

支援の対象者・対象項目		施策名	行動計画			目標・指標	平成19年度 予算要求
			平成18年度	平成19年度	平成20年度		
長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの脱却	パートなど非正規労働者	社会保険の適用拡大	再チャレンジを支援し格差を固定させないといった観点にも留意しながら、引き続き、総合的に検討する。 具体的には、まずは社会保障審議会年金部会において、精力的に関係者から意見聴取等を行うなど、社会保険の適用拡大が実現できるよう関係者との調整に努める。	同左			

パート労働者への厚生年金適用拡大の基本イメージ

パート労働者
(約1,200万人)

・パート労働者で週労働時間が30時間未満の者
(第1号被保険者) (約120万人)

- ①サラリーマンの配偶者で年収が被扶養配偶者の基準(130万円)以上の者(約0万人)
- ②独身フリーター・母子家庭の母等(約50万人)
- ③本業は自営業者又はその家族だが別途パートで働く者(約70万人)

・20歳未満の者(学生アルバイト)(約10万人)
・60歳以上の者(高齢者パート)(約50万人)

約180万人

・サラリーマンの被扶養配偶者
(年収130万円未満・労働時間30時間未満)
(第3号被保険者)

約130万人

どのような条件で厚生年金適用を拡大するか

厚生年金被保険者
(第2号被保険者)

・正社員
・パート労働者で週労働時間が30時間以上の者
(サラリーマンの配偶者を含む)
(第2号被保険者)

約300万人

合計: 約310万人

健康保険も適用

40時間

週労働時間
20時間(1/2)

30時間
(3/4)

※雇用保険での基準

パート労働者(女性)の職種別の平均時給等

職種区分	(a)×(b)×(c) 賃金月額 (円)	(a)×(b) 1週間当たり 所定内 実労働時間 (時)	(a) 実労働日数 (日)	(b) 1日当たり 所定内 実労働 時間数 (時)	(c) 1時間当たり 所定内 給与額 (円)	(参考) 年間賞与 その他特別 給与額 (千円)	勤続年数 (年)	労働者数 (十人)
栄養士	103,309	16.85	14.9	4.9	1,415	98.9	5.0	401
調理士	84,614	21.72	18.1	5.2	899	27.9	5.1	4,073
百貨店店員	95,907	24.67	19.8	5.4	897	46.7	6.0	21,234
ビル清掃員	76,657	19.97	20.6	4.2	886	15.8	4.6	18,329
給仕従事者	69,283	18.23	15.8	5.0	877	10.2	3.4	28,004
販売店員(百貨店店員を 除く。)	77,532	21.00	17.5	5.2	852	22.0	4.3	54,842
調理士見習	75,449	20.65	17.9	5.0	843	11.9	4.6	7,592
スーパー店チェッカー	79,729	22.01	18.7	5.1	836	25.6	4.4	17,300
パン・洋生菓子製造工	81,966	22.68	18.9	5.2	834	19.3	5.7	3,086
洗たく工	96,314	27.14	21.0	5.6	819	16.8	6.2	2,095

出典：平成17年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)の「短時間労働者(女性)の職種別1時間当たり所定内給与額及び年間賞与
その他特別給与額(産業計、企業規模計)

注)企業規模10人以上の計であり、企業規模5～9人は含まない。

パート労働者へ適用拡大した場合の影響の目安

(大まかな規模を示したものであり、年金の財政計算に用いるものではない)

週労働時間・賃金水準		週労働時間20時間以上				週労働時間20時間以上 または 年収65万円以上	制限なし
		月額 98,000円以上 (年収117万円以上)	月額 88,000円以上 (年収103万円以上)	月額 78,000円以上 (年収88万円以上)	下限なし		
勤務期間 1年 以上	適用拡大対象者数	40万人	70万人	150万人	250万人	—	—
	事業主の 年金保険料負担増	400億円	600億円	1,200 億円	1,800 億円		
制限 なし	適用拡大対象者数	40万人	90万人	180万人	310万人	400万人	900万人
	事業主の 年金保険料負担増	400億円	800億円	1,400 億円	2,200 億円	2,800 億円	5,900 億円

(注1) 平成17年度末の厚生年金被保険者数は3,302万人、平成17年度の厚生年金の保険料収入は20.1兆円であり、週労働時間20時間以上、勤務期間1年以上、月額98,000円以上を条件とした場合の適用者数は厚生年金被保険者数の1%程度、事業主の年金保険料負担増は0.4%程度。

(注2) 平成15年8月に社会保障審議会年金部会に示した試算をベースとした。パート労働者の週労働時間別・年収別の分布は、当時と同様に平成13年のパートタイム労働者総合実態調査の結果を利用した。

(注3) 上記のパートタイム労働者総合実態調査に基づき、新たに適用されるパート労働者の平均賃金を下表のとおりとし、それに保険料率(現行の14.642%、労使折半)を乗じて事業主の年金保険料負担増とした。

(なお、下表において*印で示したところは、標準報酬の下限が設定されていないものとしている。)

週労働時間20時間以上				週労働時間20時間以上 または 年収65万円以上	制限なし
月額98,000円以上	月額88,000円以上	月額78,000円以上	下限なし		
11万円	10万円	9万円	8万円 *	8万円 *	7.5万円 *

(注4) 上記の試算においては、中小零細の事業所への適用猶予措置は考慮していない。

短時間労働者に厚生年金の適用を拡大した場合の年金財政への影響
 (制度成熟時を想定した単年度収支への影響額の粗い試算)

○週所定労働時間20時間以上を適用基準とする場合(310万人程度の適用拡大を仮定)

保険料賦課基準とする 総報酬月額平均	厚生年金財政の 保険料収入増分① (労使合計)	厚生年金財政の 支出増分 ②	収支差 (①-②)
6万円の場合	4,100 億円	4,800 億円	△700 億円
8万円の場合	5,400 億円	5,600 億円	△200 億円
10万円の場合	6,800 億円	6,400 億円	400 億円

注1. 平成17年度における厚生年金の保険料収入は20.1兆円。
 実質的な支出総費用額(給付費と基礎年金拠出金の合計から基礎年金交付金を除いたもの)は31.3兆円。

注2. 適用拡大対象者1人当たりの年金財政への影響を以下のとおり算定。

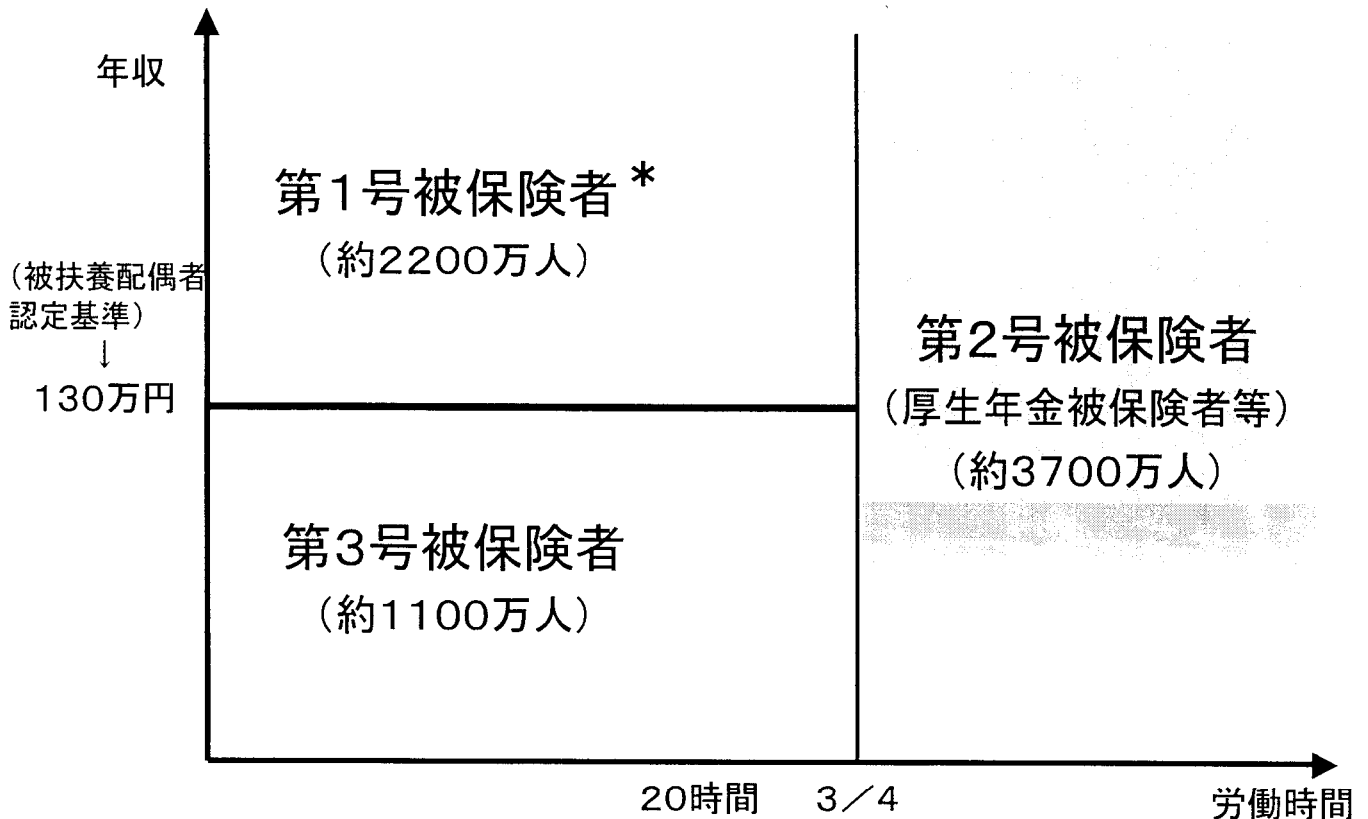
保険料賦課基準とする 総報酬月額平均	厚生年金財政の 保険料収入増分 (労使合計)	厚生年金の 支出増分	厚生年金の支出増分	
			基礎年金分	報酬比例分
6万円	13.2万円	15.6万円	8.1万円	7.5万円
8万円	17.6万円	18.1万円	8.1万円	9.9万円
10万円	22.0万円	20.5万円	8.1万円	12.4万円

ただし、上表の算定にあたっては、

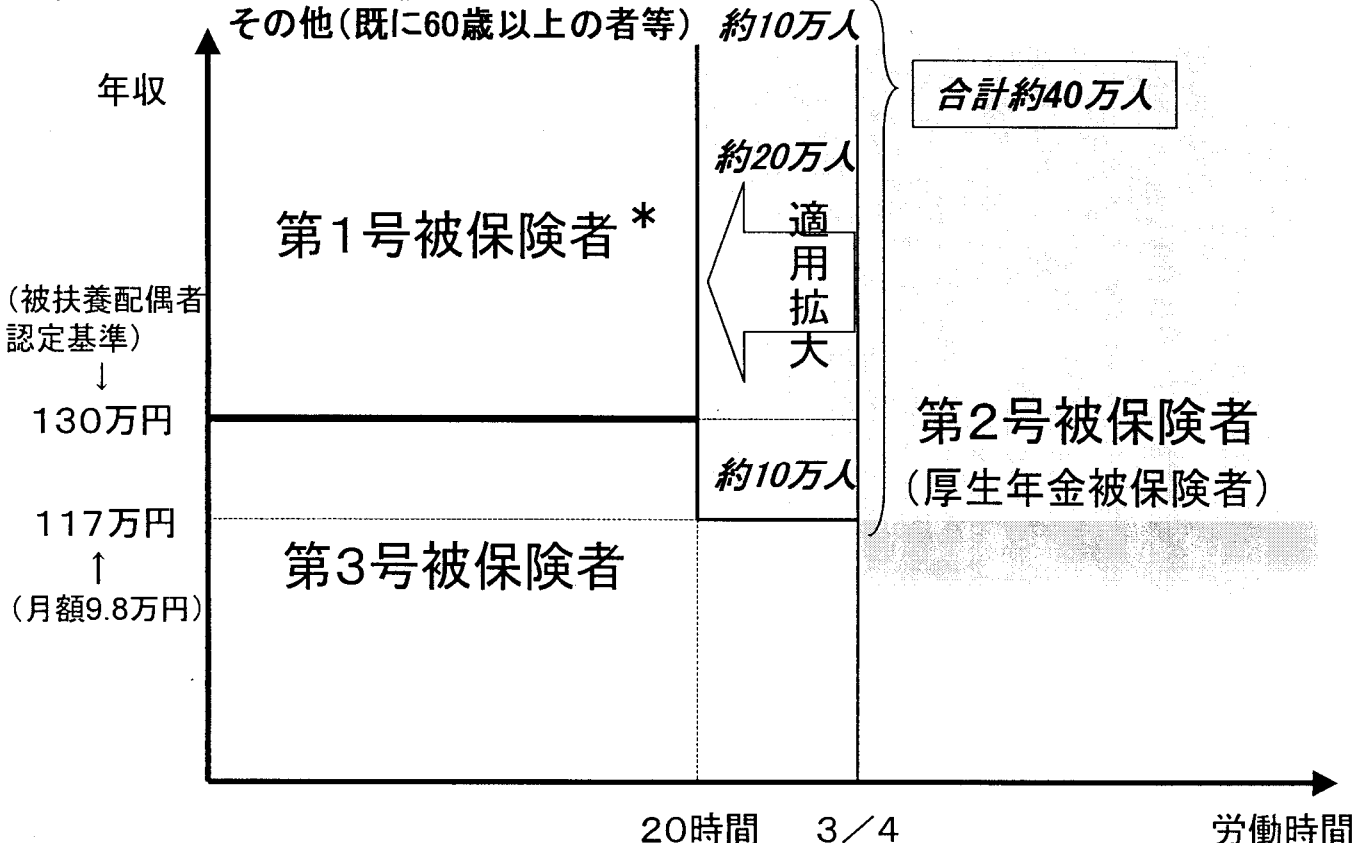
- (1) 保険料収入は、制度成熟時を想定して、厚生年金の最終保険料率18.3%を各々の総報酬月額に乗じて12倍。
- (2) 基礎年金分の支出増分は、国民年金の最終保険料月額16,900円(平成16年度価格)を用い、適用拡大の対象となる短時間労働者の4割(適用拡大対象の短時間労働者に占める第1号被保険者等の割合の推定値)について、厚生年金が新たにこの額を負担することになるものとして算定。(16,900円×12月×0.4=8.1万円)
- (3) 報酬比例分の支出増分は、当該総報酬月額で1年間加入することに伴い増加する年金の総額(平成16年度価格)を受給期間を26年として算定した。なお、算定にあたっては
 可処分所得割合の変化率として 0.95
 裁定後における年金額の改定が物価スライドであることの財政効果(約1割)として 0.9
 マクロ経済スライドによる給付水準調整割合15%を反映して 0.85
 をそれぞれ乗じた。(8万円×5.481/1000×12月×26年×0.95×0.9×0.85=9.9万円)

パート労働者に対する厚生年金の適用範囲

《現行》



《拡大後のイメージ》



* 第1号被保険者には、年収130万円以上の被用者の被扶養配偶者のほか、年収を問わず、独身者や自営業者の家族などが含まれる。

(注) 拡大に伴う影響人数(合計約40万人)は、一定の前提を置いた粗い試算

社会保険適用に伴うパート労働者の給付と負担の変化のイメージ

(報酬月額10万円、加入期間1年の場合の例)

1. 自営業者の妻、母子家庭の母等の場合

	適用関係の変化	保険料負担の変化	給付の変化
厚生年金	国年1号 →厚年	年額: 約8万3千円減 (月額 6,900円減)	約16万4千円増【平均寿命までの26年間の合計】 (月額 500円増) ※ 育児休業中は保険料を免除
健康保険	国保(自営業者の妻) →健保(本人)	年額: 約4千円増 (月額 300円増) ※介護保険料を含む場合	・傷病手当金【日給の6割(平成19年度から2/3)相当額、最長1年6か月間】(総額最高約107万円支給) ・出産手当金【日給の6割(平成19年度から2/3)相当額、約100日間】(総額最高約20万円支給) ※ 育児休業中は保険料を免除 ※ 付加給付: 健康保険組合によっては、一部負担還元金等が支給
	国保(母子家庭の母) →健保(本人)	年額: 約4千円減 (月額 300円減) ※介護保険料を含む場合	

2. サラリーマンの被扶養配偶者の場合

	適用関係の変化	保険料負担の変化	給付の変化
厚生年金	国年3号 →厚年	年額: 約8万6千円増 (月額 7,200円増)	約16万4千円増【平均寿命までの26年間の合計】 (月額 500円増) ※ 育児休業中は保険料を免除 ・年金受給総額(基礎年金分を除く)が保険料負担に見合うのは77歳8ヶ月のとき
健康保険	健保(被扶養者) →健保(本人)	年額: 約5万5千円増 (月額 4,600円増) ※介護保険料を含む場合	・傷病手当金【日給の6割(平成19年度から2/3)相当額、最長1年6か月間】(総額最高約107万円支給) ・出産手当金【日給の6割(平成19年度から2/3)相当額、約100日間】(総額最高約20万円支給) ※ 育児休業中は保険料を免除 ※ 付加給付: 健康保険組合によっては、一部負担還元金等が支給

- (注)
- ・ 生涯の負担と給付については、賃金・物価スライド等は加味していない機械的な試算
 - ・ 昭和40年生の女性の場合(厚生年金の支給開始年齢64歳、60歳時平均余命30年0か月)
 - ・ 標準報酬月額を98,000円を適用。
 - ・ 厚生年金における保険料率は、平成18年9月～19年8月の14.642%で、国民年金の保険料は、平成19年度の14,100円を使用。
 - ・ 健康保険における保険料率は、政府管掌健康保険の場合(保険料率9.43%:一般保険料率8.2%、介護保険料率1.23%)で計算。また、健康保険組合における保険料率の平均は、平成16年度においては約8.5%(一般保険料率約7.5%、介護保険料率約1.0%)。なお、国民健康保険における保険料は、平成16年度の全国平均を使用。

厚生年金適用に伴うパート労働者本人の給付と負担の変化のイメージ (報酬月額10万円、加入期間1年又は2年の場合の例)

○ 厚生年金の制度設計は、「生涯を通じて負担する保険料の合計額」「生涯を通じて受給する年金の合計額」のいずれも、「報酬」と「加入期間」に比例する仕組み。

生涯の保険料負担合計額 : 保険料月額(報酬×保険料率)×加入期間

生涯の年金給付合計額 : 年金月額 (報酬×給付乗率×加入期間) ×受給期間

○ このため、保険料負担と年金給付の「実額」は、個々人の「報酬」と「加入期間」に応じ様々だが、その「相対関係」は、変わらない。

⇒ 下記の例(報酬月額10万円、加入期間1年又は2年)より「報酬」が高く、又は「加入期間」が長くても、「負担が2倍となれば給付も2倍、負担が10倍となれば給付も10倍」という関係が維持される

(注)国民年金保険料は定額であるため、「保険料負担の変化」と「報酬」は必ずしも比例しない

【報酬月額10万円、加入期間1年又は2年の場合の例】 パートの平均勤続期間は女性5.0年、男性3.7年(17年賃金構造基本統計調査)

被保険者種別の変化	加入期間	保険料負担の変化	年金給付の変化
1号→2号 (自営業者の妻) (独身者)	1年	約8万3千円減【1年間の合計】 (月額 6,925円減)	約16万4千円増【平均寿命までの26年間の合計】 (月額 526円増)
	2年	約16万6千円減【2年間の合計】 (月額 6,925円減)	約32万9千円増【平均寿命までの26年間の合計】 (月額1,053円増)
3号→2号 (サラリーマンの妻)	1年	約8万6千円増【1年間の合計】 (月額 7,175円増)	約16万4千円増【平均寿命までの26年間の合計】 (月額 526円増)
	2年	約17万2千円増【2年間の合計】 (月額 7,175円増)	約32万9千円増【平均寿命までの26年間の合計】 (月額1,053円増)

(注)・保険料と年金額の月額については、19年4月水準で計算
 ・生涯の負担と給付については、賃金・物価スライド等は加味していない機械的な試算
 ・昭和40年生の女性の場合(厚生年金の支給開始年齢64歳、60歳時平均余命30年0か月)

平均寿命の伸び

(将来推計人口(平成18年推計)の死亡中位推計に基づく)

		2005年	→	2025年	→	2055年	< 前回推計 (2050年) >
平均寿命	男性	78.53 歳 (78歳 6月)	→	81.39 歳 (81歳 5月)	→	83.67 歳 (83歳 8月)	< 80.95 歳 <(80歳11月)>
	女性	85.49 歳 (85歳 6月)	→	88.19 歳 (88歳 2月)	→	90.34 歳 (90歳 4月)	< 89.22 歳 <(89歳 3月)>
60歳の平均余命	男性	22.06 年 (82歳 1月)	→	24.36 年 (84歳 4月)	→	26.25 年 (86歳 3月)	< 23.82 年 <(83歳10月)>
	女性	27.62 年 (87歳 7月)	→	29.97 年 (90歳 0月)	→	31.88 年 (91歳11月)	< 30.76 年 <(90歳 9月)>
(生命表上) 90歳まで生存する割合	男性	19.2 %	→	29.1 %	→	37.7 %	< 26.6 % >
	女性	42.3 %	→	53.9 %	→	62.4 %	< 56.7 % >

(注1)平成18年推計の将来推計人口における死亡中位推計。ただし、前回推計は平成14年推計。

(注2)60歳の平均余命の()内は、平均余命を平均死亡時点に換算したものである。

(注3)(生命表上)90歳まで生存する割合とは、各時点における生命表(死亡状況)を一定不変とした場合に出生者数に対して90歳まで生存する者の割合を示したものである。

パート労働者に対する適用拡大と遺族年金

主婦であるパート労働者の場合、厚生年金が適用され老齢年金が増えても、夫の遺族年金の方が高い場合が多いので、メリットがないとの意見もある。

しかしながら、下記のとおり、妻が自分名義の老齢年金を増やしておくことは有意義であり、パート労働者に対する厚生年金の適用拡大にはメリットがある。

1. 年金受給後夫婦共に暮らす期間が伸びていること

○ 現在では男性の平均寿命も伸びており、平均的に見れば、「遺族となった後の期間」よりも「年金受給後夫婦共に暮らす期間」の方がはるかに長くなっている。

⇒ 妻が自分名義の老齢年金を増やすことで、夫婦の年金を充実させることができる

(注)昭和40年生まれの女性の平均寿命(60歳時平均余命)は90歳0月

昭和40年生まれの男性の平均寿命(60歳時平均余命)は84歳4月

⇒ 同年齢の場合 : 「年金受給後夫婦共に暮らす期間」20年4月、「遺族となった後の期間」5年8月

夫が3歳年上の場合 : 「年金受給後夫婦共に暮らす期間」17年4月、「遺族となった後の期間」8年8月

2. 遺族年金の受給には不確実な要素があること

○ 遺族年金は、

① 離婚をした場合

② 夫が25年の納付要件を満たす前に失業中に死亡した場合

③ 夫死亡時の妻の収入が高く、生計維持要件を満たさない場合

などには受給できず、不確実な要素がある。

⇒ 妻がより確実性の高い自分名義の老齢年金を増やしておくことは重要

社会保険(厚生年金・健康保険・介護保険)の適用拡大の際の

事業主負担の増加額の推計

<前提> 厚生労働省案の内容で影響を試算

○新たに適用対象となるパート労働者の要件

①所定労働時間が20時間以上、②賃金月額が98,000円以上、③勤続年数1年以上

○従業員「300人」以下の中小零細事業所の事業主については、当面、適用を猶予する

→ 新たに適用対象となるパート労働者数を10~20万人と推計
※

<事業主負担の増加額> 200~300億円

うち、厚生年金 100~200億円 ※

健康保険・介護保険 100億円程度(介護保険は10億円未満)

(注) 100~200億円は、厚生年金全体の現在の事業主負担10兆円程度と比べて0.1%~0.2%程度

※ 自由民主党年金委員会・厚生労働部会合同会議の「パート労働者への社会保険適用に関する確認事項(平成19年3月27日)」及び公明党社会保障制度調査会、年金制度委員会、厚生労働部会合同会議の「パート労働者への社会保険適用に関する確認事項(平成19年3月28日)」の修正による影響は、修正を行わない場合と比べ、1割程度と見込まれる。